

福祉分野等における人材発掘・育成プログラム業務委
託公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月
姫路市

1 募集の概要

(1) 業務名

福祉分野等における人材発掘・育成プログラム業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

姫路市内 ほか

(4) 業務の目的及び概要

本業務は、福祉分野等（高齢者若しくは障害者等に対する福祉、傷病者等に対する医療又は乳幼児若しくは児童に対する保育に関する事業）における人材不足の解消を目的として、ターゲット層（家事、育児又は介護等の生活事情により就職を躊躇している者、就労に長期のブランクがある者、希望する職種や働き方が定まっていない者及び将来的なキャリアアップ（正規雇用への移行等）を見据えつつ現在の生活事情に合った働き方を希望する者）に対し、研修、職場体験及び合同企業説明会を実施するとともに、就職及び職場定着に向けた伴走支援を提供するものである。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「イベント企画演出、会場設営」の詳細業種又は「事務委託」の業種及び「試験、研修、講座運営」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。

(4) 公告の日において、法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

(5) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- (9) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業の許可（同法第30条第1項）又は無料職業紹介事業の許可（同法第33条第1項）を受けている者であること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課（以下「労働政策課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2521

FAX (079) 221-2508

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年（2026年）6月8日から 令和8年（2026年）8月6日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	労働政策課 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033420.html)

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年6月8日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年6月22日午後4時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和8年6月24日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年7月3日午後4時まで
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年7月8日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年7月17日午後4時まで
7	契約候補者の特定	令和8年7月23日
8	契約候補者の通知	令和8年7月24日
9	契約相手方の決定	令和8年7月30日（予定）
10	契約締結予定	令和8年8月6日（予定）
11	審査結果の公表	令和8年8月7日（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1-1）
- (イ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (ウ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (エ) 有料職業紹介事業の許可証又は無料職業紹介事業の許可証の写し
- (オ) 関連企業申告書（様式1-2）

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 8 年（2026年） 6 月 8 日から 令和 8 年（2026年） 6 月 2 2 日まで 本市の休日を除く。
配布場所	労働政策課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033420.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

労働政策課

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和 8 年 6 月 1 7 日午前 9 時から同月 2 2 日午後 4 時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和 8 年 6 月 2 4 日までに参加資格確認通知書を電子メールにて送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 8 年 7 月 3 日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により労働政策課に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excel とする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

労働政策課（roudou@city.himeji.lg.jp）

エ 提出期限

令和8年7月3日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年7月8日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「福祉分野等における人材発掘・育成プログラム業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4～11（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

労働政策課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年7月14日午前9時から同月17日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、福祉分野等における人材発掘・育成プログラム業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
(1) 業務実施方針	本業務の目的及び内容に対する理解度が高く、業務の実施方針が明確に示されているか。 ・ターゲット層（家事、育児又は介護等の生活事情により就職を躊躇している者、就労に長期のブランクがある者、希望する職種や働き方が定まっていない者及び将来的なキャリアアップ（正規雇用への移行等）を見据えつつ現在の生活事情に合った働き方を希望する者）の特性を踏まえた方針となっているか。	5点	100点
(2) 業務計画	業務全体のスケジュール及び進捗管理の方法が具体的かつ実現可能な内容として示されているか。 ・業務期間（契約締結日から令和9年3月31日まで）内に就職者数の目標（10名）を達成するための現実的な全体スケジュールが、具体的に示されているか。 ・各段階における進捗管理の方法が示されており、目標達成に向けた軌道修正の仕組みが効果的であるか。	10点	
(3) 業務実施体制	本業務を着実に遂行できる体制が構築されているか。 ・業務遂行責任者を中心とした指揮命令系統及び役割分担が明確であり、組織として一体的に業務を推進できる体制となっているか。 ・研修講師及びスタッフに求める専門性（福祉・就労支援・キャリア支援等に関する知識・資格・経験等）	10点	

	を考慮した人材が配置されているか。		
(4) 業務実績	<p>令和3年4月1日以降に、以下の業務実績を有するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野等における人材確保又は就労支援に関する業務であって、かつ自治体が発注した委託業務を元請として実施した実績がある。(5点) ・福祉分野等における人材確保又は就労支援に関する業務を実施した実績がある。(3点) ・就労支援又は職業紹介に関する業務を実施した実績がある。(2点) <p>※複数の実績を有する場合は、最も高い点数を採用する。</p>	5点	
(5) 広報・周知及び参加者募集の提案	<p>ターゲット層へのアプローチ方法及び集客の考え方が具体的かつ効果的であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層の特性を踏まえた、効果的な広報手段及びアプローチ方法が提案されているか。 ・地域子育て支援拠点、児童館、健診会場等のターゲット層が集まる場での広報に加え、自らが有する支援、相談、就労等に関するネットワークを活用した能動的な参加者の募集方法が示されているか。 ・事前説明会を効果的に活用し、参加を検討している者の不安を解消するための工夫が提案されているか。 ・参加決定から研修開始までの期間における離脱防止策(定期的な情報配信、個別相談等)が具体的に示されているか。 	25点	
(6) 求人事業所の開拓及びニーズの収集並びに職場体験及び合同企業説明会の提案	<p>求人事業所の開拓からマッチングまでの一連の取組が、実効性のある内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人事業所を開拓するための方針及び具体的なアプローチ方法が示されているか。 ・求人事業所に対し、参加者の生活事情に応じた勤務条件の提案等を行い、参加者の希望に合致した就業機会を確保するための方針が示されているか。 ・職場体験の実施方針及び合同企業説明会におけるマッチングを効果的に行うための工夫が具体的に示され 	25点	

	ているか。		
(7) 研修の提案	<p>研修の内容が、ターゲット層の特性や福祉分野等の実務に即した、実践的な内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースの種類・構成、各コースの日程・時間数が、ターゲット層の多様な就業意向や生活事情を考慮した適切な設定となっているか。 ・研修カリキュラムが、接遇、衛生管理、記録業務等の福祉分野等の職場に共通する実務並びに就職及びキャリアアップに資する知識・技能を実践的かつ効果的に習得できる内容として提案されているか。 	10 点	
(8) 伴走支援の提案	<p>参加者への伴走支援の内容が、就職者数の目標達成及び職場定着に向けて実効性のある内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の希望を優先した求人選定、書類添削及び求人事業所との勤務条件等の確認に関する橋渡し等の伴走支援の内容が具体的であるか。 ・内定後から入職後にかけてのフォロー（不安等の解消や職場適応に向けた相談支援）の方法及び支援の頻度の目安が具体的に示されているか。 ・未就職者を就職につなげるための具体的な支援策が示されているか。 	10 点	

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。ただし、上表(4) 業務実績は除く。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式12に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、

提案金額に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$20 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の提案金額} / \text{当該提案者の提案金額})$$

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の合計点と提案金額に関する評価点の合計により算出する。(満点520点)なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年7月23日に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年7月30日午後5時までに、本件業務の見積書を労働政策課に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年8月7日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、

前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により労働政策課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第265号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1.3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙1のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例（平成14年条例第3号）第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を労働政策課まで提出すること。なお、業者登録においてメールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の作成は不要とする。